



全国各地で事業所をはじめ、一般家庭を訪問し言葉巧みに消火器の点検や消火薬剤の詰め替え、使用期限切れを理由に高額な料金を請求されるなどの被害が相次いでいます。

当消防本部管内でも、高齢者世帯に大手消火器メーカーの社員を名乗る者が訪問し、備え付けの消火器を見せたところ「既に使用期限が過ぎているので買い替えが必要だ」として、消火器を不当な価格で販売し代金を支払ってしまった被害が発生しています。



～被害防止のための注意点～

◎事業所の場合

- ・ 出入りしている業者を装い、言葉巧みに信用させる。
- ・ 素早く消火器を集め、点検や消火薬剤の詰め替えを始める。
- ・ 内容を説明せず、書面に署名、押印を求める。

◎一般家庭の場合

- ・ 一般家庭に消火器を設置する義務はありませんが、万が一に備え「住宅用消火器」の設置をお勧めします。(消火器取り扱い店やホームセンターなどでお買い求めください)
- ・ **消防署、消防職員、消防団員が訪問し消火器の点検や販売は一切行っておりません。**

疑わしい業者が訪問してきた場合は、**安易に契約、押印、代金を支払うことなく**、下記のお問い合わせ先または消費者ホットライン「188」(局番なし)へご連絡ください。

また、新潟県内の消費生活センター等は [こちら](#) から検索ができます。



【お問い合わせはこちらまで】

新発田地域広域事務組合消防本部

予防課 0254-22-8096

新発田消防署予防調査係 0254-22-3701

胎内消防署予防調査係 0254-43-3311